

議案第34号

所沢市水道事業給水条例及び所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定
について

所沢市水道事業給水条例及び所沢市下水道条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和5年 2月20日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

水道料金及び下水道使用料の徴収方法に指定納付受託者による納付の方法を追
加するため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市水道事業給水条例及び所沢市下水道条例の一部を改正する条例

(所沢市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 所沢市水道事業給水条例（昭和36年告示第76号）の一部を次のように改正する。

第27条中「又は口座振替」を「、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付」に改める。

(所沢市下水道条例の一部改正)

第2条 所沢市下水道条例（昭和40年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「又は口座振替」を「、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の所沢市水道事業給水条例第27条の規定による水道料金の徴収又は第2条の規定による改正後の所沢市下水道条例第14条第2項の規定による使用料の徴収は、この条例の施行の日以後の点検分から適用し、同日前の点検分については、なお従前の例による。